

第 19 ネオン管灯設備（条例第 14 条）

1 用語の定義

- (1) ネオン管灯設備とは、放電灯設備の一つであって、その管灯回路の使用電圧が 1,000 V を超えるものを対象として考えており、ネオン管、ネオン変圧器及びその他の付属設備で構成されたものをいうこと。

なお、ここで「ネオン管灯」という表現を用いているが、必ずしもネオン（Ne）のみでなく、その他種々の気体を用いたものも含まれること。

- (2) 点滅装置とは、単純な点滅のためのスイッチではなく、ネオン管灯設備が人々の注視を得るために、一定の周期をもって明滅するようになっている場合の明滅のための付属装置をいうものであること。

2 条例等の運用

条例によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) ネオン管灯及びネオン管灯回路の配線は、人が容易に触れるおそれがない場所に設け、風雪、氷雪により造営材に接近しないように堅固に固定すること。

- (2) ネオン変圧器は、次によること。

ア 人が容易に触れるおそれがない場所で、かつ、風雨、風雪等により落下の危険のおそれがないように堅固に固定すること。

イ 相互間は、保守点検等を考慮して、概ね 10 cm 以上の離隔距離をとるよう指導すること。

ウ 雨水等のかかるおそれのある場所に設ける場合は、屋外用のものをいい、かつ、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、厚さ 1.2 mm 以上の鋼板で防水措置を施した箱に収納する場合は、これによらないことができること。

- (3) 点滅装置は、次によること。

ア 保守点検が容易にでき、かつ、人が容易に触れるおそれのない場所に設けるか、覆い等の安全な措置をすること。

イ ネオン管灯設備の低圧側電路に設けること。

ウ 過熱しないよう十分な容量を有しているものであること。

エ 不燃材料（ガラスを使用する場合は、網入りガラスとする。）で造った箱等に収納すること。ただし、電子式の点滅装置で、点滅時火花を発するおそれのないものにあつては、これによらないことができること。

オ 屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入しない構造とするか又は有効な措置をすること。

- (4) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

- (5) 支わく、看板面、看板面の装飾品、チャンネル、文字面等の看板体及び看板体の支持物は、不燃性又は難燃性の防火性能を有するものとする。ただし、ネオン管、ネオン管の接続部、ネオン電線相互の接続部（以下この項において「ネオン管等」という。）から 1 m を超える部分の看板面にあつては、この限りでない。

- (6) ネオン管等を直接外壁面に取り付ける場合、当該外壁面は難燃材料で覆うか、又は防火上有効な遮へいをすること。ただし、ネオン管等から 1 m を超える外壁面にあつては、この限りでない。

- (7) 地上 20m を超える位置に設けるネオン管灯設備は、避雷設備の有効範囲内に設けること。

- (8) ネオン管灯設備の配線工事等については、電気工作物に係る法令の規定によること。

- (9) 設備容量の算定方法は、第 1 火を使用する設備等の設置届の添付図書等 1. (9) によること。